

いよいよ3月も終わりです。東京では平年より5日遅れで本日やっと桜の開花宣言が出されました。普通ならもう満開という時期のはずです。

また、この時期転勤される方も多いと思います。昔、私も転勤で満開の桜の中東京から引っ越しをしたのを思い出しました。しかし、赴任先の北海道は桜どころか白と黒のモノトーンの世界。「まだ冬だ!」とその違いにびっくりした記憶があります。日本は広いです。(中山)

目次

- 1 ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会 第1回資料
(3月29日に第1回目が開催される検討会ですが、ストレスチェックの現状を表すデータ(資料2)が参考になるとと思います。)
- 2 関連情報

- 1 ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会 第1回資料
 - (1)職場におけるメンタルヘルス対策に関する制度、計画等
(s63.9.1のTHP指針からこれまでのメンタルヘルス対策に係る経緯のまとめ、ストレスチェック等現行の制度等)
 - (2)労働者のメンタルヘルスに関する現状、事業場におけるメンタルヘルス対策に関する現状等
(ストレスチェックの現状を表すデータが豊富)
 - (3)その他
(産業保健活動総合支援事業、こころの耳、ストレスチェック制度実施プログラムの概要)

○ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会 第1回資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39276.html

○資料2

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001236814.pdf>

2 関連情報

(厚生労働省)

- 4月2日は「世界自閉症啓発デー」東京タワーにて点灯式・ライトアップを行います

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38925.html

(AERA dot.)

- うつ病で休職 産業界が挙げる「復職の3条件」症状の消失、気力・体力の充実、あと1つは？

<https://dot.asahi.com/articles/-/215798>

(産経新聞)

- 莫大な業務量、児童の暴言、保護者のクレーム…教員のメンタルヘルス対策模索する自治体

<https://www.sankei.com/article/20240326-OKVSMFV6ZKSJIEAUFLHZ3HHPA/>

(JILPT メールマガジン労働情報)

- 家内労働者へのフリーランス法適用の解釈を提示／厚労省・家内労働部会
厚生労働省は19日、労政審雇用環境・均等分科会家内労働部会を開催した。フリーランス・事業者間取引適正化等法における「特定受託事業者」に「家内労働者」も含まれ、家内労働者には、家内労働法が適用されるとともに、業種横断的に共通する最低限の規律としてフリーランス法も適用されることから、委託者に対する両法の義務の適用関係等について、解釈が示された（資料2）。

また、同日、「2023年度家内労働概況調査」「2023年度家内労働等実態調査の概要」が部会資料（資料1-1、3）として公表された。「家内労働概況調査」によると、23年10月1日現在、家内労働者は9万4,262人（対前年比0.3%減）、うち女性が8万3,865人で89.0%を占める。「家内労働等実態調査の概要」によると、年齢別では「70歳以上」が31.7%と最も多く、平均年齢は60.1歳（前回の2020年調査から1.2歳上昇）。▽雇用環境・均等分科会家内労働部会資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38812.html

▽資料2：家内労働法とフリーランス法の適用関係について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001228534.pdf>

▽家内労働概況調査

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/93-1.html>

▽家内労働等実態調査

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/94-1.html>

●テレワーカーの割合は減少、出社と組み合わせるハイブリットワークが拡大／国交省

国土交通省は26日、「2023年度テレワーク人口実態調査」結果を公表した。雇用型就業者のテレワーカー（これまでテレワークをしたことがある人）の割合は、24.8%（前年度比1.3ポイント減）と、減少傾向にあるが、コロナ禍以前よりは高い水準を維持。首都圏では、38.1%（同1.9ポイント減）と約4割の水準を維持している。

雇用型テレワークの直近1年間のテレワーク実施頻度は、週5日以上17.7%、2日17.2%、1日16.9%と続き、週1～4日テレワークを実施する割合が増えている。コロナ禍を経て出社と組み合わせるハイブリットワークが拡大傾向にある、としている。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03_hh_000128.html

（厚生労働省）

●時間外労働の上限規制について建設業で働く方やドライバーの働き方改革について、PR動画を公開しています

2024年4月から、建設業で働く方、トラック、バス、タクシーのドライバーの方にも時間外労働の上限規制が適用されます。

こうした方々の働き方が変わっていくためには、建設業で働く方やドライバーにお仕事を依頼する私たちの暮らしも変わっていかねばなりません。

厚生労働省では、建設業で働く皆さまやトラック・バス・タクシードライバーの労働環境を改善するため、これらの業界が抱える課題や、国民の皆さまにご協力いただきたいことを、「くらし、はたらき、ともにススメ」というかけ声とともに、広くお伝えしていく活動を行っています。

その活動の一環として、国土交通省と連携の上、俳優の小芝風花さんを起用したPR動画「はたらきかたススメ」シリーズを作成し、さまざまな媒体で発信しています。

【PR動画：はたらきかたススメシリーズ】

ショート版（30秒） <https://www.youtube.com/watch?v=IVzm-abWkZY>

ロング版（3分20秒） https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLyJuNU

トラック編（4分15秒） <https://www.youtube.com/watch?v=6SAGDIifCSUA>

バス編（4分） <https://www.youtube.com/watch?v=8bwHdRwH7fM>

建設業編（2分40秒） <https://www.youtube.com/watch?v=y5PSPVGOA3s>

昨年6月に、厚生労働省・国土交通省がPR動画の完成発表会を開催しました。イベントには、加藤厚生労働大臣(当時)、斉藤国土交通大臣が登壇し、国民へのメッセージを発信。また、ゲストとして、動画に出演されている小芝風花さんをお招きしました。

イベントの様子や大臣、小芝風花さんからのメッセージはこちらに掲載しています。

【イベントの様子はこちら】

厚生労働省 note：「建設業で働く方やドライバーの働き方改革」

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/n/na65fe18212f0>

建設業で働く方、ドライバーの皆さまは、社会になくてはならない存在です。

時間外労働の上限規制の適用が開始されてからも、厚生労働省は、引き続き国土交通省とも連携し、取引環境の改善に努めます。

皆さまのご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【詳細はこちら】

適用猶予業種の時間外労働の上限規制特設サイト はたらきかたススメ

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

(保健指導リソースガイド)

●ストレス対処法を学ぶことが大切 職場での「マインドフルネス」がストレスや燃え尽き症候群から守る

<https://tokuteikenshin-hokensidou.jp/news/2024/012956.php>

●メタボリックシンドロームの新しい診断基準を提案 特定健診などの56万人のビッグデータを解析 新潟大学

<https://tokuteikenshin-hokensidou.jp/news/2024/012941.php>

●がん予防で1兆円超の経済負担を軽減 生活スタイルや環境の改善が必要 子宮頸がんはHPVワクチンで予防できる

<https://tokuteikenshin-hokensidou.jp/news/2024/012940.php>

(中災防)

●マンガで学ぶ労働安全衛生

(第7話に「体調管理」、第8話に「こころの健康」の話があります。)

<https://www.jisha.or.jp/shop-annex/manga/>

小野田 富貴子 (両立支援担当)
fukiko-onoda@honbu.johas.go.jp

中山 篤 (メンタルヘルス担当)
atsui78natsu@gmail.com

菅野 由喜子 (メンタルヘルス担当)
yukikan28@gmail.com